
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和6年6月3日（月曜日）

日 時 令和6年6月3日（月）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
- （1）令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	刈 本 稔

欠席委員（なし）

説明のために出席した議員等

松 井 道 信	藤 本 邦 彦
---------	---------

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午前9時00分開会

○委員長（藤原 正伸君） おはようございます。皆さん、御苦労さまでございます。

これから第4回朝来市議会政治倫理審査会を開会いたします。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

それでは、早速ですが、ただいまから令和6年5月1日付審査付託について審査を行ってまいり

ます。前回、第3回の審査会におきましては、付託28号につきまして、関係資料、議事録等でございます、精査をしていただきまして、申立ての内容について確認をしていただいていたところでございます。

本日の予定といたしましては、引き続きまして29号、それから30号と同様確認をしていきたいと思っております。

前回28号につきましては、おおむね議員倫理条例3条1項1号の市民全体の代表としてその品位と名誉を損なう行為の該当性につきまして、発言の適否、発言内容について議論の対象となってきたわけですが、本日予定しております29号、30号につきましては、虚偽発言ということで申立てが来ておりますので、少し着眼がまた変わってきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、前回追加資料の要求がございましたものにつきまして、日下議員からの抗議文、それからよふどの恵さんからの謝罪要求文、松井委員からの抗議文2件、これにつきましては議運の確認を取りまして、本日のフォルダに格納しておりますので、よろしくお願ひをいたします。

併せて資料要求がありました議運の資料1点につきましては議運のほうでちょっと合意が困難である状況でしたので、申し訳ありませんが私のほうからちょっと要求を取り下げさせていただいております。御了解をいただきたいというふうに思います。

それでは早速、29号について確認をしていきたいと思ひます。

29号の付託で問題とされている発言は、付託書によりますと、虚偽発言、今よふどで学校給食センターと契約栽培する話が進んでいる、こういう発言、それから学校給食センターに納入してくれ、よふどのものを納入してくれ、こういう発言、それからもう既に話はできている、こういう虚偽の発言がされているという申立ての内容となっております。

それから併せて、名誉毀損につきましては、そのまま読みますと、一発で政治倫理違反でクビですよ、こういう形、それから政治倫理違反になつてと思ひます、その議員が絶対関与しています、こういう形で名誉毀損の発言であるというような申立ての内容となっております。

確認すべき資料といたしましては、産業建設常任委員会の令和5年2月10日の議事録が中心になるということで、これもあらかじめ資料の調査の段階で御指摘をいただいておりますので、この部分から協議を始めていきたいというふうに思ひますのでよろしくお願ひをいたします。

それでは、申立て請求者の御主張に関わる議事録の部分について、御意見がありましたらお伺いをしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

挙手の上お願ひをいたします。

ただいま申しました令和5年2月10日の産業建設常任委員会の会議録で言いますと6ページから7ページ辺りが中心的部分になろうかと思ひますので、この部分についての検証をお願ひしたいというふうに思ひます。

請求者の申立て部分だけをさらに抜粋しますと、本会議である議員が言いました。今、よふどで学校給食センターと契約栽培する話が進んでるって言って、一般質問中、言ったんです。ああ、何かやっとなと、僕は分かりました。そういう発言、確かに請求者が言われている発言がこの会

議の中に登場してきているというようなことでございます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 請求者の言ってる発言等について若干調査いたしました。

そこから申し上げますと、発言1、今委員長おっしゃった本会議である議員が言った。今よふどで学校給食センターと契約栽培する話が進んでいるって言った。ああ、何かやってるなど僕は分かりましたという関連する発言があるかどうか、本会議議事録3点見ましたがございません。

ただし1点、令和3年6月24日の一般質問で、要するに契約栽培とか、契約農家とかいう契約が入ってるような発言がここにありました。一般質問のNo. 6. 24の274に該当する箇所ですが、そういった契約農家みたいな形で登録制にされるとかできる方法があるんじゃないかなとこういう発言ございました。これが唯一、契約栽培なり契約農家みたいな、そんなことに関連する発言はここだけでございます。

関連して、令和5年2月10日の産建委員会で、34ページですけど、平松課長が解決策としましては、給食センターとの契約栽培であったりと、こういうような、ここで契約栽培という言葉が出ます。

ということで、藤本議員は、したがって、よふどで契約栽培する話が進んでるという、ほぼそういう発言は基本的にはない、一般的に契約農家みたいな形で登録制にする方法があるんじゃないか、これは一般論ですから、特定した発言ではないということだと思います。

それから発言で、それを本会議中に言っているから、議員の名前は分かっているんですよということで言われた3点、学校給食センターに納入してくれ、よふどのものを納入してくれ、3点目、もう既に話はできてるんだって言って、本会議中に言ったという、当該箇所を調べましたが、令和3年の6月24日の定例会議での一般質問ではこういう発言はございませんでした。令和4年の6. 16定例会議の一般質問でもございませんでした。

それから、令和4年の12月13日の定例会における一般質問でもございましたが、関連したような発言が12月13日の発言がございます。No. 219、議事録の、そこではこんな発言がございます。

学校給食に地元産有機農産物を提供したい生産農家を募集し、説明会や講習会、情報交換会などを継続して、生産農家のレベルアップや契約農家を増やす取組が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか、こういう発言がございました。

関連する発言というのはこれぐらいだと思うんですが、この中には、学校給食センターに納入してくれという発言もありません。よふどのものを納入してくれという発言もございません。もう既に話はできてるという発言もございませんと思います。

このときに当局の答弁は、こうなってますよね。学校給食への地産地消の取組につきましては、度々議員のほうから質問をいただいている。コウノトリ米から学校給食に順次取り入れていきたい。他の野菜についても生産者の皆様と協議、調整を踏まえながら、給食の地産地消の割合を増やしていきたいと、こういう答弁になっておりまして、このやり取りの中でよふどのものを納入してくれとか等々言われた発言というのは一切この中にはないということを確認をいたしました。

それから、ついでによろしいか。

○委員長（藤原 正伸君） どうぞ。

○委員（横尾 正信君） これは本会議ではございません。ですから対象外ではありますが、参考のために、令和2年9月16日の文教委員会。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと待ってください。

○委員（横尾 正信君） この資料にはないと思います。

この文教委員会のほうで、こんな発言がありまして、取引先を例えば自治協とか地元に着した団体なんかを取引先にしたら供給がもっとうまくできるのではないですか。こういう地域から供給しやすいものをどんどん入れればいいのかとありますが、これも一般論ですから何らよふどの恵のものを納入するとかしないとか、そういう特定の発言でもございませんでした。

ほぼずっと全部、本会議だけでなく委員会発言等もチェックしましたがけれども、言われてる発言は基本的にはないというのが私の調査結果でございます。

○委員長（藤原 正伸君） 一旦よろしいでしょうか。ありがとうございます。

既に資料として情報提供をいただいております一般質問に関わる会議録以外にも、今文教の委員会の会議録についても調査をいただいたということで御報告をいただいております、議論として、そういう仕組みづくりであるとか、契約栽培の話、それから地産地消のための協力の話は当然のことながら協議の対象としては上がっているけれども、あくまでも一般論として話がありまして、特定の事業者なり、特定の地域の利害が絡むような話はないという御報告をいただいております。

多く調べていただいてありがとうございます。

ほかに御意見、ございますでしょうか。いかがでしょうか。

ほかの委員さん、特にそれ以外の部分について御意見はございませんか。

今の御意見については、同様の御認識ということでよろしいでしょうか。確認はしていただいているということでよろしいでしょうかね。

最終的に現時点で虚偽であるという確定はしておりませんが、申立てにあるとおり、そのような発言をしていないという御主張の蓋然性が高いという、資料見る限りはおっしゃるとおりかなというふうなところで、今資料の確認を受けております。

最終的には、被申立人、この発言をなさった方がどういう根拠に基づいてされたかというのを聞きしないと確定はできませんけれども、いずれにしても合理的な根拠に基づかない発言でありましたら、それなりに責任を問うていかなきゃいけないかなという状況にはあるのかなというふうに思っております。

それでは、それぞれの会議録についても御指摘をいただきましたので、今御指摘いただいたのが一般質問、令和3年6月24日の発言、それから4年6月16日の一般質問、それから4年12月13日の一般質問、併せて令和2年9月16日の文教委員会での議論、一応準備させてもらっている資料については、一通り御指摘をいただいたというふうに思います。

それでは29号については、御指摘の申立人の主張が今のところ合理性が認められるという認識の

下でこの後、協議を続けて行かせてもらってよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それではそのようにさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、付託の30号の関係でございます。

付託の30号につきましても、29号と同趣旨ということで、対象がよふどの恵さんの団体及び、それからその代表者に関わる部分で、理事さん個人さんに対する不規則発言ということになっております。

こちらにつきまして御意見をいただきたいと思います。御意見のある方お願いをいたします。

問題とされている発言、直接的には今と同様、令和5年2月10日の会議録の6ページから7ページの部分かというふうには思いますが、こちらのほうで、よふどの恵の団体としての性格、そしてその代表者に関しての発言がされているこの部分について異議が申し立てられているということであらうかと思います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） まず、このよふどの恵さんの性格について、吉田議員の発言として、このよふどの恵っていうのは、僕は個人の団体やと思ってるので、個人の、要は市としては全く関係ない団体やと思ってますという発言について検証をしなければいけないんですけど、これについては、確かに市とは独立した団体であるし、自治協とは独立した団体ではありますが、自治協が主体となった団体です。

これもすいません、ここに資料はないんですけど、令和2年の9月15日の総務委員会の中で、自治協議会が法人格を取るようなことが過去にあったのかどうかという質問に対して、市民協働課のほうから、読みますね。よふどなんかは一般社団法人を取られたということになっています。それでよふどなんかはそれとまたもう一つ別に認可地縁団体もよふど全体で取られていまして、財産の保有に関してはそちらを使っておられるような、用途別に分けるようなやり方で、別に中によふど自治協議会の新しく作られたよふどの恵という一般社団法人は、あくまで自治協が主体でされていますので、そこら辺の会計上の仕訳でありますとか、ちょっと内部の組織的な分け方で別になっているというふうに申し上げただけで、そもそもは一緒にされているというようなそのような状況でございますというふうに市民協働課の答弁がありますので、市としての認識としても全く自治協とは独立した個人の団体ではなくて、自治協が主体となっている、そういう団体というふうな認識でいいのかなというふうに思います。

もう一つ申し上げますと、吉田議員の発言の中で、6ページの下のところ、で、うちには全く関係のない組織です。団体はこの前会った細見さんですよ、代表を、私がやってくれてって言って、一般会議のときに言われましたよとありますが、細見さんについては代表ではなくて、理事の1人でして、理事長は谷村氏でして、組織としてやっている団体なので、細見氏の個人団体でもないというふうに、これはよふど自治協のホームページにも記載してありますが、そのようなことかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

ちょっと最後に御指摘いただいたこの部分、うちには全く関係のない組織です。団体はこの前会った細見さんですよ。代表を、私がやってくれて言って、一般会議のときに言われましたよ。言うんは自由ですとこうなってるんですけども、ここの意味合いをちょっとすんなり入らない部分がありまして、どういう意味なのかなという疑問を持ってるんですけども、皆さんいかがですか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） ここは私よく読んでもよく分からないですけども、そのやり取りの中でニュアンスなり、受け取った印象から言えば、この発言がこの団体の代表は細見さんですよというような認識を持たせる、持ってしまうような発言にはなってるということじゃないでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます、なるほど。

なかなかちょっとそうですね、明確にはちょっと分からないところでございますね。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） だから個人の団体ということがあるので、それとの関連で、この個人というのが細見を示しているというふうに全体からそういう認識をされてしまう、取れてしまうということは避けられないのかなという、多分、そういう認識されたんでしょうね。私もそう認識しましたけど。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

ただいま加藤委員のほうから御指摘いただいた部分について、前回資料要求いただきました産業建設常任委員会の一般会議の前々回ですか、一般会議の会議録の中で当のよふどの恵さんのほうから、御自身の団体等についての性格については述べられておりますので、その辺りが請求者としての御主張はその辺に読み取ることができるかなというふうに思います。

会議録の8ページに谷村理事長、それから細見理事の発言が出てきますので、その辺お読みいただいたかというふうに思います。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 谷村理事長のお話が続くんですけども、よふどの恵の団体としての性格につきましては、8ページの自治協議会はこの辺りが、中段と言ったらよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） そうですね、どこから読むか。

その段落のちょっと頭から読みましょうか。8ページの5段目で、自治協との関係なんですというところですね。ちょっと余分なところもありますが、自治協との関係なんです、述べましたように、よふどの恵は自治協の自治協議会の中の農業振興、あるいは観光事業、こういったものを受け持って法人化をいたしました。よふどの自治協には、法人から副会長を派遣しておりまして、自治協とは親子関係の相互依存関係である間柄でございます。自治協活動に参画もいたしますし、

法人が行う事業の進捗は適宜その自治協のほうにも報告をしております。ですから、ここ辺からですね、自治協議会は、朝来市政の地域の出先機関の役目を担っていると思うんですけども、当然ながら、そこの一部分を担当している我々もその出先機関の一つであるというふうに認識をしております、というところ、この辺の理解がちょっといただけていないというのが今回の中で見受けられまして、私も政治倫理審査会に傍聴させていただいた中の資料を見させていただく中で、令和5年の2月10日の産建委員会ですね、におきまして、市が発表した給食センターへの食材納入スキーム案によふどの恵が中間事業者とされたことについて、ある議員は、僕はこの法人は個人のものやと思っけると、市とは全くの関係のない団体であると認識しておって、これが展開すると、法人だけがもうかって独占状態になるというような見解を展開されておりました。と言いながら、中間事業者が自治協議会であればこのスキームは理解もできると、そういうようなこともおっしゃってました。この辺の先ほど説明したような実態をちょっと御理解いただけていないような中で、そういった臆測に基づいた発言であったというふうに思っております。この辺りがその御主張になろうかと思えます。

さらに御意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

今のところこれを見させてもらおうと、団体としての性格の認識にずれがあるということは明らかでございます。一応、その点までは明らかでございます。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 令和6年2月16日に政治倫理審査会で、よふどの恵さんに来ていただいて聞き取りもしている中で、どういう団体ですかという問いに対して、先ほどから言われてるような答弁がなされているので、私自身はよふどの恵さんがスタート時点から一貫して言われてることは全て同じことが言われているというふうな認識であります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） すいません、先ほど読まれたところ、臆測に基づいた発言だったというふうに思っておりますと、そこから先の数行もちょっと読み上げていただけませんか。

○委員長（藤原 正伸君） 8ページの最後のところですね。

○委員（横尾 正信君） これがポイントだろうと思いますので。

○委員長（藤原 正伸君） そうですか、失礼いたしました。

それでは少し読み上げます。

ところがこれが発展していきまして、今回の政治倫理審査会になりますと後の新聞報道では、法人が利益追求会社かのように書かれました。それが世間に広まっております。その発言については後の一般会議の冒頭で謝罪をされましたけれども、その模様はネットで公開されましたけれども、具体的な名前や経緯について明言されませんでした。したがって、これまでの内容を熟知している方は分かったかもしれませんがほかの方は一切分かりません。

したがって、今の法人に対する風評被害というものは潜在しております。非常に今ここにおりま

す役員一同、肩身の狭い思いをしております。設立後4年間、全く無報酬で地域活性化のために努力をしてもらっておる役員の皆さんのやる気をそぐような形になってしまったことについては、大変遺憾に思っております。

まだ、行きますか。失礼いたしました。

申立ての趣旨、ずばり趣旨でございました。不足しておりまして申し訳ございません。

今出てきます9ページの冒頭の一般会議というのは、これは本会議のことですね。これは言葉の誤りだと思います。

先ほど嵯峨山委員のほうからもありましたけれども、よふどの恵さんのほうが御自身の団体の性格等を説明される内容は首尾一貫をしているということでもございました。

それに対しまして、被申立人がそういう理解をされた、持たれたのがなぜかと言いますかね、どうしてそういうそごが生じたのかというところは確認しないといけないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

本来、当の団体さんがそのように一貫して言うておられますので当然それを聞いている者としては、特にそれとは異なる理解をする必要はないわけなんですけれども、なぜそこにそういう理解の違いが生じたのかというところ辺りは確認の必要があるかと思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今委員長おっしゃったことは、直接吉田議員本人に聞かないと、これは分からない、なぜそういう認識になったのか、これは分かりませんので聞いたらいいと思います。

この吉田議員の発言、よふどの恵は個人の団体やと思っていますと、市とは全く関係のない団体です、全く行政との関係のない組織ですということを繰り返されており、したがって、いわゆる業者扱いですよね。業者扱いしている発言が2か所ございますね。こんなことをやり始めたらどこかの業者を呼んできてと、どこかの業者というのは中によふどの恵も入っていると、どっかの業者扱いだというニュアンスになりますし、それからこれは撤回謝罪されておりますが、訳も分からん業者を呼んでくると、訳も分からん業者というニュアンスでよふどの恵も同一視されてしまうような発言がございます。この分はさすがに撤回謝罪すると言って、直ちに処理されておりますから、それはいいんですけれども、どこかの業者というようなニュアンスで、やっぱり業者扱いしてる。それらが新聞報道等も通じて流布していく中で、非常にダメージを受けたと、風評被害というダメージを受けたとこういうことなんだろうと思います。基本はこの一連の発言がそれらの起因の原因になっているというような感じでしょうか。

これ、先ほど加藤議員がきちんと根拠をおっしゃっていただいたところは、これは資料としてきちっと委員会としては取り上げるべきだろうと思いますので、そうしてください。

それからもう一点、関連して、よふどの恵の定款ですよ、これもいずれ資料としては、取り扱っておく必要があるんじゃないでしょうか。

谷村会長が理事長ですか、おっしゃってるのが定款、どうなってるのか、これも一応チェックは必要かなと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ただいま、先ほど加藤委員がお示しいただいた令和2年9月15日の総務委員会の記録と、併せて横尾委員が御報告いただきました令和2年9月16日の文教委員会、これはいかがですか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） これは必要だと思います。本会議の発言というふうに限定されておりますので、発言自体は関係ないかなと思っております。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

それでは、令和2年9月15日の総務委員会の会議記録、それと併せて一般社団法人よふどの恵の定款ということでございます。

委員の皆様、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは一応資料は準備させていただきたいと思います。

ほかに御意見はございませんか。

今のところ、よふどの恵さんの団体としての性格につきまして、事実と異なる発言がされているということは確認がこの記録からできるようでございますが、その事実と異なる発言がどういう根拠に基づいてされたのか、これを最終的には確認をしないといけないと思います。その発言の根拠が合理的なものでなければ、これは発言自由の下でも責任が生じるおそれがあるということかなというふうに思っておりますので、その辺りは、先ほど御指摘もありましたとおり、後の本人さんの弁明の機会にでも確認をしていただければというふうに考えております。

その他、御意見ございませんでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、先ほどの29号も合わせましてですけれども、申立ての内容にあるとおり、吉田議員が発言された自己の発言を根拠づけるような中身は一応今のところ資料の中には見当たらないという状況であろうかと思いますが、この点、共通認識ということでよろしいでしょうかね。

そのように、それではここまでの理解というふうにさせていただいて、この前提に基づきまして、それでは資料につきまして、ほかに今日資料要求はしていただきました。補強資料かというふうに思いますので、これは次回までに準備させていただくとして、一応従来の付託の中身について、一通り精査できたというふうに考えることができるかと思います。

この後、申立てをされた御本人のお話を聞いていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前9時46分休憩

午前9時59分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここからは本件の審査に関わります関係者の皆さんにお話を伺っていきたいと思っております。

初めに、審査請求を出されました皆さんにお話を伺っていきます。

審査付託の番号に従いまして、28号に関わります松井議員のほうから、まずお話を伺っていこうと思います。

松井議員、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

審査付託に審査請求の対象となる事由を証する書類として添付されております松井議員からの請求の趣意書の中身は、審査会のほうでも承知をしております。

これらも合わせまして、まずは御意見があったら述べていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

松井議員、どうぞ。

○議員（松井 道信君） 今回は、私の抗議に対しまして、政治倫理審査会を開いていただくということで、議員の皆様には非常に無駄な仕事というところちょっと言い方悪いかもしれませんが、本来の業務以外にお仕事をさせていただくこととなって、本当に恐縮しておる次第でございます。

まず、私がこの不当発言に対する抗議書を出した理由について述べさせていただきますと、実は私は吉田議員からのこの不当発言というのを受けたのは3回目です。一番最初に受けたのは、私が議員になって初めてになりますが、当初、私は広報特別委員会に所属しておりました。その当時のメンバーは、吉田議員と嵯峨山議員以外は水田議員を除く4名は、1年生議員の構成でありました。

その中で、毎回議会だより発行等について議論するわけなんです、その臨時号を発行するかどうということ、その費用の根拠について、毎回、朝令暮改のごとく発行する、しないを自分で発言されるようなことがあったので、私はそれは委員長に対して不適切という発言をしたことがございましたが、そのときに、1年生議員は黙つとれと、俺は4年生議員やぞということで、私と吉田議員とは年が十七、八違うと思うんですけども、そのときに私はその財源の根拠についてお尋ねしたところ、そのような発言を受けました。

その後も再びまた同様な侮辱発言を受け、今回で3回目になるわけなんです、今回なぜこのような抗議書を出させていただいたかという、今回は私1人ではなかったということがまず第一にあります。

1つには、委員会全体に対する侮辱、また前産業建設常任委員会のメンバーを引き継いでなっている日下委員長、水田議員、そして私の3名です。この3名に対して支出がどうなのかというようなことを言われましたので、私はその本会議中にそれも発言でありましたので、通常の委員会であつたりとか、そういったところでの発言以上に重いと思ひまして、定例会の中で謝罪要求というような形で動議をしたわけですが、その動議は取り扱われることなしに本会議が終了し、そしてそ

の後に、事務局も御存じかと思うんですが、私は3日以内なら謝罪の申立てができるというふうに思っておりましたので、事務局に申立てができないかということでお話をしました。そうしましたところ、事務局のほうでもいろいろとお調べいただきまして、東京の市議会の議長会にお尋ねをいただいたりというようなお手を煩わせるようなこともあったんですが、その結果、議会が閉じてしまえば、もう何もできないということが分かりました。

今回の発言は、最終日の最後のところだったんで、発言があってもう何も言う時間がなしに10分もしないうちにもう閉会になってしまいましたので、その後に弁明といいますか、私のほうから申し立てする機会は全くございませんでしたので、今回のこのような不当発言への抗議ということを出させていただいたような次第です。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

それでは、今、松井委員のほうから本件請求に至った経緯について御説明があったところでございます。

委員の皆様には先ほど冒頭申し上げましたとおり、松井議員からの請求の趣意書も出ておりますので、ある程度その請求の趣旨については御了解いただいているとは思いますが、重ねて御質問等ありましたら、この機会にお願いをいたします。

御質問のある委員は挙手の上、御発言をお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 侮辱を受けた対象が誰なのかというところについてお伺いしたいんですが、今回、松井議員のほうから審査請求が出ています。一方で、その日の会議では、吉田委員からは松井さん含めて、水田さんと日下さんを名指しで批判をされていますが、その中で、松井さんの思いとしてはどうなのでしょう、3人を代表して松井さんが今回の請求をされているのか、それともそういった過去の広報委員等の経緯もやっぱり重なっていて、松井さん個人に対して極めて侮辱的な発言があったというふうに思われているのか、その辺のお考えというか、御認識をお聞かせください。

○委員長（藤原 正伸君） 松井議員。

○議員（松井 道信君） 私がこの抗議書を出すに当たっては、当初は私1人で出すのではなしに連名で出したほうが良いというふうに考えました。ですので、日下委員長にお話ししましたところ、日下委員長は委員会を代表する立場にあるので、私は私で出しますということで、今回も30号に出しておりますけれども、日下委員長は日下委員長で出されております。

水田議員に対しましては、水田議員に私もそのときにフランクな言い方をすると、あんたも言われとるやないかと、一緒に出せへんかということをお尋ねというか、お聞きしました。そうしましたところ、水田議員のほうは、僕は出さないよということだったので、私個人で出させていただいたというようなことでございます。

それとすいません、追加ですけれども、当初は3人だったんですが、私が謝罪の要求をした後に、

個人的に私にさらに追い打ちをかけるような発言もございましたので、これだったら1人で出そうという考えに至りました。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） その追い打ちをかけるような発言というのは、ここに書いてある3月定例会での発言のことなのか、それとも別ですか。

○委員長（藤原 正伸君） 松井委員。

○議員（松井 道信君） 12月25日の市議会の定例会で、当初、日下委員長、水田議員、松井議員と述べた後に、委員の資質どうかというようなことを述べられまして、私は水田議員のほうにその後どうされますかというお尋ねをしました。

その後、どういうわけか急に休憩が入りまして、1時間半ほど休憩になったかと思うんですけども、お昼から再開されたときに謝罪どころか自分の正当性を語る述べられるようなことでありまして、一般質問でもあるにかかわらず、何ていうんでしょうか、自分の正当性を言うというようなことで、ずっと吉田議員が自分の正当性をしゃべられるというようなことになりましたので、私から謝罪要求を受けたけれども、あなたはこんなことしてるじゃないかというような逆に叱責を受けるような形になりましたので、私個人で出させてもらいました。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 認識としては、休憩前については三者に向けられた批判だったのかなという感じでしたが、松井委員から謝罪要求をした休憩後については、それが言わば火に油を注いだというか、それである意味、謝罪要求をした松井議員に対してかなり個人的な攻撃を受けたという感じの印象があるんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 松井議員。

○議員（松井 道信君） はい、御指摘のとおりです。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに、嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今に関連しての質問になりますけれども、もうちょっと詳細にお聞きしますけれども、加藤委員がおっしゃいましたけれども、前半部分については3名の委員さん、あるいは委員会であった。その後、個人に対してさらに追い打ちの言葉があったというのは、松井さんが侮辱とおっしゃいましたがという吉田議員が言ってますよね、それ以降に条例の改正について正副委員長に委託といいますか、正副委員長で御検討くださいという発言があったと、そのことは議会では許されないんだと、そういうふうなことを吉田議員おっしゃってますけれども、そういった発言が松井議員個人に対して、ここで言われておる丸投げっていうふうな感じで受け取ったということではよろしいですか。

○委員長（藤原 正伸君） 松井議員。

○議員（松井 道信君） はい、御指摘のとおりです。

当初は3名に対しての批判といえましょうか、旧の産建委員会の3人に対しての発言だったと思うんですが、その後の発言に対しては私個人へのものだというふうに認識をしております。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） ケーブルテレビを介して吉田議員がそう発言されたことによって、視聴者からの反響は甚大なものであったというふうにここに書いてあるんですけども、松井議員からの審査の請求の対象となる事由の中に、ケーブルテレビでそういう発言をされたことは視聴者から甚大な影響を受けたというふうにおっしゃってますけれども、どのぐらいといいますか、具体的にどのような影響があったかあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 松井議員。

○議員（松井 道信君） 私、今回丸投げという言葉を使っておりますが、実はこれは私が発言した言葉ではなしに、そのテレビを見ていた市民の方から言われた言葉です。おまえは丸投げ議員かっていう御指摘もありましたし、またそうじゃなくって、おまえは自分で自分のことも審議しないのかというようなことも言われました。

これは、ケーブルテレビを見ておられた方の反応であって、ケーブルテレビを見ておられる方というのは、私が思うには、一般的という言い方は失礼かもしれませんが、普通の市民の方はなかなか昼間のテレビの生放送を見るということとはできません。ですので、そこであえてテレビ見ておられる方というのは、どちらかというと市政といいますか、行政に対して非常に熱心な感覚を持っておられる方だというふうに思っています。その方にほんの二、三日の間に、そういう指摘を受けました。

また、ある別の方からも、そこまできつい言い方されませんでしたけれども、どういう気持ちで議員として取り組んでるんやというようなことも言われる方もありました。

ですので、ケーブルテレビの視聴率から考えると、どれだけ多くの方が私に対してそういう感情を抱いたのかということが端的に表されようかと思う発言でしたので、私は今回、丸投げ議員という言葉とその市民の方からいただいた言葉を使わせていただいた次第です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） それに関連してお伺いしますが、吉田議員が全権委任だと言ったりとか、市民の方に丸投げ議員というふうな発言があったりする、その直接の根拠というのが12月14日の産建委員会の一番最後のところで、その修正内容について委員長、副委員長のほうに委託といいますが、お願いして判断いただけたらありがたいと思いますというふうに言ったところだと思っておりますが、この発言というのは、どうなんでしょうか、委員会の中で十分もうみんなの思いとして合致されて、たまたま松井委員が言われたのか、それとも松井委員がそれはもう委員長、副委員長で決めたほうがいいと個人的に思われて発言されたのか、その辺りどういう委員会の中で調整があったのか、なかったのか教えてください。

○委員長（藤原 正伸君） 松井議員。

○議員（松井 道信君） 今回の条例に限って言いますと、非常に問題が多い条例だったというふうに私は思っております。

旧の産建委員会のメンバーの方は御存じかと思うんですが、何も審議していない中で、ある日突然に条例案ではなしに、条例そのものが議題として出てきました。それに対して委員長が非常に不信任感を抱いて、なぜこのようなものがこの場で出てくるのかというようなお話をされたこともございました。

しかしながら、どういうわけか、それをある一定の日にちまでに成立させないといけないというような、何かそういう雰囲気が作られてしまって、また別の日に商工会との一般会議というようなものも予定されてないにもかかわらず、委員会に出てきたら突然一般会議が開催されたようなことで、私はそのときに委員長に、委員会の開催自体を中止すべきだと、できることならというふうな話もしましたけれども、事前協議もなしに一般会議を開くのはあまりにも無謀だというようなことで、そういう話もしたことがございます。

しかし、もうそこに来ておられる方を帰すわけにもいかないということで一般会議を開催しましたし、また今回の条例に限って言いますと、理念条例にもかかわらず、前文もないというようなことで、非常にこれはお粗末じゃないかというような意見が出てきました。

そこで、水田議員と、森下議員と私の3人で前文を作るというようなことで最終的には私が書いたものがほぼそのまま前文として使われたわけですが、そういったような経緯もありまして、当初より、この条例制定に関しては、いろんな意味で問題のあるものだったと思っております。

私は委託という言葉は適切ではなかったかもしれませんが使ってますが、これはどういったことかといいますと、その日の産建委員会で、私、議事録を見ていただいたら分かるかと思うんですけど、ほとんど発言しておりません。そうした中で、新しく産業建設常任委員会の委員となられた足立委員、あるいは藤本議員のほうから質疑がございまして、特に足立議員のほうからは、このままで成立するのはどうかなというような発言もされております。そうした中で、先ほども言いましたように、ある一定の日にちまでに、ある一定の日にとというのは定例会の初日に成立すべきだというような雰囲気がどうわけか知りませんが出てきて、結局、それは難しくて最終日の議題に上げていただくような形になったんですが、そこに持っていくためには、委員会で委員長の方針もありまして、全会一致で決議したいという思いがございまして、そのためにはどうするかということを委員会のほうで、委員のほうでいろいろと協議をいたしました。

そうした中で、休憩を挟んで私がその発言をしておるということは、会議録を見ていただいたら分かるかと思うんですが、これはその休憩の間に委員長のほうから、松井さんまとの意見を言ってくださいという指摘を受けて、私が発言した次第でありまして、それはなぜかという、私が旧の委員会、また新しい委員会の継続委員ということもあって指名されたんだと思いますけれども、私のほうに言ってくださいという事前の話がありまして私が発言した次第でありまして、事前の打合せがあった上での発言です。

ですので、これは委員会をまとめる意味での発言であって、その前に足立委員のほうからもそれであれば、最終日で構わないんで発議したらいいというような御意見になりましたので、このような形になったわけでありまして、何も私が委員長や副委員長のほうにお願いにして判断していただ

いたらいいいというようなことは事前にも発言しておりませんし、そのような方向性に持っていこうとした発言も一切いたしておりません。

ですので、何とかしてこの定例会中に私は旧の委員会の委員として、旧の委員会で成立させようとした事項でありましたので、それを忠実に守ることが旧委員、新しい委員、継続の委員として果たすことだと思ひましてこのような発言をしたというのが実態かと思っております。

これに至るには、吉田委員のほうから議事録を読んだというようなことを書いてあるんですけれども、これははっきり言って不可能だと思います。12月14日の産建委員会の内容をこの定例会の最終日に議事録はまだ時間的に上げることは不可能です。ですので、これはどうしたかという、テープを聞いたというのは聞いております、事務局のほうからそれは確認しました。

ですのでテープを聞いて、恐らくここは使えると思って捉えたんだと思うんですけれども、ですから私はそのような意図で発言をしたものではございません。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はございませんか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今、加藤委員の答弁の中で旧委員であったということで、旧委員会で決めたことを新たな委員で議論している中でも、やっぱり旧委員会で決めたことなんで、皆さん理解してこういうふうにしてくださいねという思いですずっと委員会に臨んできたという答弁だったかなというふうに思うんですけど、松井議員、それでよろしいですか。

○委員長（藤原 正伸君） すいません、傍聴席お静かにお願いをいたします。

松井議員。

○議員（松井 道信君） はい、御指摘のとおりです。

私は、今思えば、新しく発足した産業建設常任委員会でございますので、新しい委員会で、新しく決めるということは可能だとは思ひます。しかしながら、継続した委員としては、それ以前に、皆さんと協議したということもありますし、その内容も分かっておりますので、その前の委員会での決めたことをひっくり返すのではなしに、そのまま決めたことは何とか継続して成立させたかったというのが心情です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 審査している中で、会期不継続の原則があるという、委員会の中で議論になったんですけど、そういう認識はありましたでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 松井議員。

○議員（松井 道信君） もちろんそれはございました。しかし今思えばまた違った考えかもしれませんが、当初は、この条例制定ということだけを先走りしたような感じで、何とか成立させたいという思いのほうが強くて、そうした考えには至らなかったというふうに思っています。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はございませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 申立書の請求書の中で3月定例会でも同様の発言があったというところで、

ちょっと我々まだその確認ができていないのですが、松井さんの中でその該当する部分がもしあれば、御指摘いただきたいんですが。

○委員長（藤原 正伸君） 松井議員。

○議員（松井 道信君） 3月定例会ってというのは、3月定例会中の吉田議員からの一般質問中の発言です。

吉田議員が最後のほうで、私たち議員に真に問われているのは、この政治倫理の在り方、もしくは政治倫理はどういうものかということなのではないでしょうか。議員の皆様には今回の事案、これは今回の私の事案ではなしに政倫審の第1回、第2回のことを指すのかと思いますけれども、を通じて政治倫理の在り方を再考していただきまして、議会の政治倫理を高めるための発言を、もしくは議論していただきたいと思いますというような締めくくりとも取れるような発言で一般質問が終わってるわけなんです、そのとおりのことではあるのですが、12月定例会中に私が謝罪要求したにもかかわらず、自らの言動を肯定するような発言を後に繰り返すようなことで、これは本来の政治倫理にもとる話ではないかなと私は思います。

逆に私に反対するものの政治倫理はどうなってるんだというようなお叱りを逆にされたように私は聞き取れましたので、私が言ってるにもかかわらず3月定例会でまた同じようなことを繰り返すのかという思いでここに書かせていただいたということでございます。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はございませんか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 私のほうから、申入書の中に、最後、作為的なハラスメント、作為的なハラスメント行為に対しても審査を請求するということでありました。

先ほどから答弁聞いていて、吉田議員のことを述べられているんですけども、作為的なところと感じたところ、わざとといいますか、こんなことを言ってるっていうようなところがありましたら、再度お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 松井議員。

○議員（松井 道信君） 先ほども申しましたように、この作為的なハラスメント行為というのは、ひとえにケーブルテレビです。

ケーブルテレビというのは、一般の市民に一時期に、同時に、同様の内容を配信できるということで、それもリアルの配信をするだけじゃなしに、その音声を聞くだけだったらまだいいんですけど、態度まで分かるというようなものでございます。

私は、このことによって一方的に先ほども言いましたように叱責行為を受けたような形になっておりまして、後に市民の方から逆に私に対して叱責をされるというようなことになっております。

御存じのように、テレビというのは一方通行の伝達方法でありまして、反論することができません。また議場での発言でございますので勝手に発言することができません。

ですので、そうしたことでケーブルテレビの放送が終わってしまうと、私からは何ら弁解とか、反論する余地がないということで、こういったことは朝来市だけでなく、ほかの自治体でもよ

く使われる手法かと思いますが、こういった方法が本当に正しいのかと、私はこれは一種のハラスメント行為じゃないかなというふうに捉えておりますので、ここにそのように書かせていただいたということでございます。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、申し立てられました松井議員に対する質疑はこれで終わりにしたいと思います。

松井議員、どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前 10 時 31 分休憩

午前 10 時 33 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは続きまして、付託第29号に関しまして、審査の請求者であります藤本議員のほうから御意見をお伺いし、質疑を行ってまいりたいと思います。

藤本議員、本日は大変御苦労さまでございます。ありがとうございます。

審査付託書に添付されております請求の趣意書によりまして、審査請求の趣旨は審査会としては了解しておるつもりでございますが、これも含めまして御意見がありましたらまずお聞きしたいと思います。発言をよろしくお願いします。

藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） 委員の皆様、御苦労さまです。

この件に関しましては、1回目の政倫審とやり直しの政倫審2回行っていただきましたけれども、そのときにこの内容については繰り返し述べておりますので、今回の申請書でも分かりやすく述べておりますので、もう委員の皆様、御理解いただけているというふうに思っておりますが、ちょっと一言だけ付け加えたいことがございます。

といいますのは、今回2月10日の産建委員会所管事務調査における吉田委員の不規則発言、名誉毀損発言、虚偽発言、このことを主に指摘しておりますけれども、実はその後開かれました3月17日の産建委員会所管事務調査におきまして、この2月10日の虚偽発言を基に、そこからさらにこの3月10日の産建委員会所管事務調査におきましては、私、政倫審が始まって初めて資料として提出された議事録を目にしたんですけれども、そこには、まさしくこの2月10日の虚偽発言によってでっちあげた、非常にもう妄想に満ちた、でっちあげた犯罪、私やよふどの恵さん、関係の朝来市、そこでそういった犯罪が行われたということを裏づけようと執拗に誘導尋問のような質疑が行われております。全く身に覚えのない私にとっては非常にもうショックを受けますし、気分も悪くなるようなそういうやり取りがこの3月10日の産建委員会において行われております。

その中には、職員の皆さんも当然一貫して否定するわけです。12月8日はそんな犯罪行為に加担するような集まりじゃないんだと、契約の場でも何でもないものなんだと、先ほど来、よふどの恵さんの確認された内容でもあるような、単なる勉強会である、地域でこういった農産物を作ってい

けば、こういった地産地消ということに貢献できるのか、地域の皆さんにどういう農産物をどういう時期に作ってあげればこういった子供たちに地元産の野菜を提供することができるのか、そういうことを勉強しようという、そういう場であったわけです。それを犯罪行為が行われた場所であるかのように発言されているわけです。

職員の皆さんが吉田委員に対して、そういう場ではありませんということを一貫して言い続けるわけですが、そういった職員に対しても最終的には自分の意に沿わない発言に対して黙ったら百条会議、百条委員会のことでしょうけれども、百条会議にかけられますよってというような脅し文句まで発言されている。こういう委員会の在り方が正常と言えるのかということです。

私は、吉田委員個人が憎くて、こういう問題提起をしているわけではなくて、朝来市議会が正常に朝来市民のために委員会や議会を運営できるように、それを望んで、求めて、こういう告発を申請をさせていただきました。

そういったことをやはり皆さん御理解いただいて、審議のほうをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

それではただいまの御意見も含めまして、藤本議員に対する質疑を行いたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

申立ての点につきましては、先ほども既に資料の上で確認はできたということでしたので、不足分がありましたらとは思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 少し認識をお聞きしたいんですけれども、今おっしゃったことに関連しますが、基本的には今回2月10日の明確な数点の発言についてのみ、これは虚偽発言だとはっきり言える文言に関してのみ取り上げて、名誉毀損の審査をしてほしいと、こういうことでございますけれども、今の先ほどの発言も含めて聞いておりますと、そうした明確にこの文言が虚偽というようなことはないけれども、基本的には3月17日の委員会の中で、より発展した形で一つの追及が行われているというようなことなんで、したがって、確かにこれを読みますと、本当に3月17日のほうが激しいといえますか、追及を非常にされているので、こっちの3月17日のほうはもっと問題だなと私は思うんですけれども、そこはここに限定されて、これを申し立てられたことの意味というか、理由は何でしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） 実際には、3月17日の所管事務調査では、この2月10日の虚偽発言を基に、それを下敷きに発言されているので、そこで私への名誉毀損とか、具体的な虚偽とかというのはちょっとそこから抽出するのは難しいかなというふうに思いました。

ただ本当に、先ほど松井議員の発言なんかにも私も非常に共感する部分がありまして、まずは2月

10日は明白な虚偽発言がありました。その虚偽発言、名誉毀損の発言、そこで生まれた疑いを3月17日より妄想の中で大きくして、そのことが政倫審につながっていききました。政倫審につながっていくことにより、本会議でその虚偽が出発点で本会議で、それこそテレビ中継で報道され、新聞でも報道されるという、この2月10日の虚偽が基でどんどんどんどん大きくなっていくっていう、最後にはそういうケーブルテレビや新聞報道などで、先ほど言われました作威的なハラスメントという形まで持っていかれてしまう、そのやっぱり怖さというのを感じております。

横尾委員の質問に対してはちょっと今回議論していただくには、この2月10日しかちょっと材料的にはないのかな、ただ先ほど申しました本会議、そして新聞報道、ケーブルテレビモードまで至るやはりハラスメント、名誉毀損ということを、私はこの2月10日の虚偽が含んでいるというか、その出発点であったという、そこを御理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） なるほど、分かりました。

それで、そうしますとたしか私、この3月17日の議事録、もうこれは政倫審の対象ですから、かなり詳しくは見たんですけれども、もうこの中では、はっきりと12.8は何だったのかということで、ここに明確に吉田議員によって提起されてるんですよ。

つまり、3.17の20ページの議事録ですが、これ、契約行為なんぞという発言があります。今井センター所長に何で12.8によふどに行っただけですかという質問で、いや、別に一農家としてただ対応したということで行きましたよという発言に対して、これ、契約行為なんです。つまり12.8に行くということは契約行為の一環なんですよということを20ページで発言されてるんですよ。

したがって、その前の19ページでは、吉田議員は、それから、そのときに僕が電話したときにはもう覚えてらっしゃると思うんですが、あきませんよと釘刺したと思うんですよ。そういう働きは駄目だと、そういうことは過去にあったのかということの質問で、あきませんよと釘刺した、そういう働きは駄目だと言ってるので、これはだから契約行為なので行っちゃ駄目だと、こういうことなんです。

これは、あなたが出席した12.8の会議が契約行為の会議なんだとおっしゃっているの、こういうところは問題にしないんですか。しないといったらおかしいけど、3.17ではっきり契約行為なんだ12.8は、と述べてるんですけれども、これらは12.8に関連した、出席した全ての人に対するかなりの捏造とは言いませんけど、かなり大きな間違った印象を与えてしまう大きな発言だろうとは思いますが、3.17は、確かにおっしゃるように、何か重要なことがいっぱいあるな、いっぱい虚偽とは言いませんけど、いろいろ問題ある発言がたくさんあるなと思っているので、それともう少し先ほど述べられたことを付け加えることあったらおっしゃってください。

○委員長（藤原 正伸君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） 私、今回、審査請求する以前に議会運営委員会のほうにも同様の調査を求める訴えをしております。

そちらのほうでは、3月17日の議事録を精査していただきたいというふうに申し上げたと思いま

すけれども、横尾委員おっしゃるように、この3月17日の産建委員会、先ほどの契約の件もまさに虚偽発言であるというふうに思いますし、先ほど来言っております妄想を、もう自分で決めつけて、何の根拠もなしにこうだろうというふうに決めつけた発言のオンパレードでありまして、我々議員はやっぱり議会の中で、そういった行為は絶対に慎むべきである。あくまでも根拠のあることを、できる限り正しいことを根拠に言葉を選ぶ、意見を言うというのが当然であるというふうに思いますけれども、そういったルールを完全に無視した発言が非常に多い、問題のある発言の多いものであると思いますので、この3月17日の所管事務調査について、議運のほうでしっかり精査していただきたいというふうに申し上げました。

ただ、今回の政倫審に関しましては、もうやはりそこを簡潔に、具体的に明らかに虚偽であるという分かりやすい部分だけを切り取るというんですか、その部分だけで申請しております。

当然、3月17日の問題については、ぜひとも議運に呼んでいただいて、詳細にお話しさせていただけたらというふうに思いますけれども、今回の政倫審では、取りあえずこの内容でいかがかというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） もう一点お聞きしたいんですが、この2月10日、その発言が虚偽だという、その発言者、誰が発言したかということについては、2月10日の吉田議員の発言の中にはありません。藤本議員が発言したという名前は出ておりません。その議員の名前は分かってるんですよとありますけれども、名前は言っておられません。にもかかわらず、なぜこれは私のことだというふうに判断されたんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） その根拠は、私自身がよふど自治協議会の会員でありますし、こういった内容、先ほど来、横尾委員のほうから、その発言ではないけれども、近い発言の御紹介ありましたけれども、そういう形でこの給食の問題については、積極的に発言してまいりましたので、文脈からいって間違いないだろうなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） ほぼ読んで、これは私のこと間違いないというふうに判断されたということですが、この2月10日は産建の委員会で6人の委員が出席している会議ですから、このときに、じゃあ吉田議員は、議員の名前分かってるんですよとまでおっしゃってるけど、名前を言ってません。これは産建の委員長をお呼びしてまたお聞きするんで、そのときに分かるかと思うんですが、このときの委員さんはこれだけの発言が全部ありますから、これは藤本議員のことだのと、ほぼほぼ予想がついたのか、いやいや、誰のこと言ってるのか全く分からんなというこのどちらを予想されていますか。

○委員長（藤原 正伸君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） 完全に全ての委員さんが私であるというふうにもう直感的に私しか出てこ

なかったんだろうなというふうに確信しております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はございますか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 吉田議員については、令和5年の9月議会の御自分の一般質問の中で謝罪をされています。

2月10日の産業委員会の所管事務調査に伴い、私の発言で関係者に御迷惑おかけしているという指摘を受けました。真摯に受け止め謝罪したいと思いますという謝罪をしていますが、これについては藤本議員としては全く不十分である、もしくは違うというふうにお考えでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） そもそも吉田委員がこのときに謝罪をするということは私は知っておりました。その情報は得ておりました。なぜかという、最初の第1次審査会の第2回が終わった直後に私、地域のよふどの恵の関係者の方から電話で呼び出されました。

そこで、おまえのおかげで俺ら、私、藤本のおかげでよふどの恵が今ひどい目に遭ってると、まず言うことがあるだろうという形で大変なお叱りを受けました。なぜそんな話になったのかっていうふうに疑問に思ったんですけども、吉田議員と森田議員の2人が来たんだと、2回目の審査会終わった直後に呼びつけたと、森田議員と吉田議員2人を呼びつけて謝罪させたと、そのときに市民の方がおっしゃるには、森田議員から、全ては藤本が悪いんだと、よふどの恵さんには御迷惑かけた、全然問題はないと、全ては藤本が悪いんだと、藤本がよふどの恵さんをこの問題に巻き込んだんだと、藤本はよふどの恵さんを盾にして自分を守ろうとしているんだと、だから全て藤本が悪いんだということを述べられたようです。それで、その支部の方は私を呼び出して謝罪を求めたというようなことです。

そのときにその支部の方は、吉田には公の場で謝罪するように要求したと、そしたら2人とも分かりましたと、謝罪しますと、よふどの恵さんには謝罪をしますと。それは次の一般質問の場で謝罪をしますから、それでお許しくださいというような約束をしたということを私はその支部の方からお聞きしました。

ですから当日、吉田議員が一般質問の場で謝罪することは知っておりましたし、どういう形でされるのかな、それともされないのかなというふうなことで見ておりましたけれども、結局、よふどの恵さんのお名前を出すこともありませんでしたし、そもそも一般質問の場でそういった私的なことを発言を行うことそのものが問題があるんですけども、それ自身ももしかするとやっぱりそういうことを考えてされないのかもしれないしというふうな状況ではあったんですけども、やっぱり謝罪はしたんだな、ただこれではよふどの恵さんには伝わらないなっていう、逆にそのとき、市長を引き合いに出されて、ちょっと市長を批判しながら皮肉を込めながらされていたので、非常に自分勝手な発言であったなという印象を私は持ちました。

それがよふどの恵への謝罪になるとは到底思えないようなことでありまして、逆によふどの恵

さん皆さんからそういう怒りを買うようなものであったなっていうふうに感じました。

大変長くなってすいません、以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは藤本議員への質疑はここまでといたしたいと思います。

藤本議員大変お疲れさまでした、ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前 10 時 59 分休憩

午前 11 時 9 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それではここまでで本日聞き取りを予定しておりました関係者の方々の聞き取りは終了いたしました。

今回は、もうお一方、よふどの恵さんをお呼びするのと、それから関係者として日下議員さん、産業建設常任委員会の委員長としてお話をお聞きする、それとあと抗議文が出ておりましたか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） も出ておりますので、追加資料として本日上がっておりますので、その関係でも質疑があるかもしれませんので、日下議員さんをお呼びします。

今のところ関係者としては、そこまでの予定ですので、続きまして、被申立人である吉田議員さんをお呼びして、お話を伺うということで、次回その３人さんを予定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それではそのお三方に出席要請をしておきたいと思います。

本日の意見聴取の前に、29号、30号につきましては、事実確認とその一部評価をしていただきました。それから28号、29号につきまして、申立人さんからの御意見も伺いました。

最終的に、もう一方の被申立人の方からの意見を聞いた上で評価をしていく必要がございますけれども、本日のところで28号、29号につきまして、何か御意見がある方がありましたら、お伺いをいたします。

特に今見ましたとおり、委員の皆さんも実質的な協議ということになりますと、やはり被申立人、関係者の御意見を全部伺ってからでないとは当然無理だということかとは思いますが、ここまでのところで御意見があったら、一応覚えとしてお伺いをします。まとめということもできませんのでね。

今後、次回の聞き取りで、一応調査は一通り終わります。それに基づきまして評議をしていくこととなりますが、その評議の過程では調査によって確認をしました事実の評価、そのための倫理条例の解釈等についても御意見をいただけないといけないと思っております。

評議につきましては、皆さん、委員さんの御意見を漏れなくいただきたいと思っておりますので、現時

点で御確認いただいていること、そして次回残っております関係者の御意見をいただいた上でまとめていただくこととなりますけれども、準備に入っていただいて、御意見をまとめておいていただきたいというふうに思います。

いかがでしょうか、審査の方針とか、今言いました御意見承りますというようなことにつきましても、何か委員の皆さんのほうで御意見がございましたら頂戴しておきたいと思いますが。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 28号に対しましては、これは次回、吉田議員からどういう思いで発言したかというようなことは聞き取りはするんでしょうけれども、事実として今日お伺いしましたけれども、やはりケーブルテレビを通して一般市民の方がどう受け取ったかという、今日なんか松井議員からありましたけれども、おまえ丸投げ議員かと一般市民の方から言われましたっていう、そういう発言をされた、本人がどういう意図で発言したかは別にしても、市民の方はそういう発言に受け取るような発言だったということは事実として私は今日受け止めています。

それと、委員会の運営、あるいはその3名の名前の方、前の期の委員会で決めたことを後期でどういう体制で臨まれて審議してきたか、これは審査会で議事録等も確認すると恐らくこうだったんだろうという中で審査しますけれども、実際今日聞き取りをして、やはり前期で決めたことに重きを置いて、会期不継続のそういう原則はあるものの、しかしながらということで前の期で委員会で決めたことを後期でもやはりそれは継続して決めていきたかったという思いの中で進めてきたというのは事実だろうというふうに受け取っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） 私はこちら側の席におるんですけども、松井委員が何度も私の名前を呼んでくれましたように、私も逆に考えれば、当事者の1人かなと思ってここに座っております。

私がなぜいわゆる政倫審とかの要望も抗議も出さなかったかという、私は単純に逆に市民で議会は今何しとんやばっかしを聞いてきたんですよ。

言い方を変えれば、なるべく早いうちに、本当のまちづくりの論議をしたいなと、それにはこれをずっとやっていくんやろうかと思ってます、今でも。

それでなおかつ、私議運の中でも休憩の時間にはっきり言わせてもらったんですけど、これいつまでやるんですかという部分がありました。ただ、きっちり出されて、いろんな意見が出されてるんですけども、その中で今日、松井さんが言われたことはそのとおりです。私ずっとそこにいわゆる一緒に席に座っておりましたのでよく分かります。

それと、あのとき条例が出されたときも、本当に松井議員言われたように突如出されて、そのとき本当にこれどっから来たのかなと思うような感じで出てきました。そしてなおかつ、今度、吉田議員が次回に来られたときに聞きたいのは、この4月1日から施行する条例をなぜ12月定例の初日にこだわったのかというようなことが私、今でもそれは分からへんのですね。本当にいい条例を作

ろうと思えば、論議を尽くして、みんながオーケーを出すまでやって出すべきだと思ってますし、それを何で12月の最初の定例会の初日というのをこだわって言われたのかというようなことも不思議なんですよ。

その中で、今日松井議員がいろいろ丸投げは何か市民の言葉らしいんですけども、本当にああいう言葉、言い方というのはなかなか出てこないぐらい本会議でも言われたように思います。

ただ言いましたように、逆に私はいろいろ聞いてるけど、早う水田、議会を正常に戻せよという話をよく聞きます。本当にそういった意味で私はこれまで抗議文も政倫審の話も出さずにずっと我慢というんですか、我慢はしておりますけれども、もっと違うところを見ていきたいなと思ってやってきておりますので、ただ、今回政倫審でどういう方向に行くかという部分では、私本当にずっとその中におった人間としてこちらに座っていて、いろんな気持ちはあるんですけども、きっちり判断をしてやっていきたいなと思っております。それが私の今の気持ちです。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

ほか、何か御意見ございますか。

取りあえず具体的にこの事案についての御意見を伺っている状況ではございませんけれども、今後の審査方針というか会議の進め方等、いろいろと非常に私委員長としては参考になる御意見を承っているように思っております。よろしいでしょうか。

28号につきましては、議会の品位の保持、いわゆるグレーの言葉等の使用をしてはならないというそういうところの要請に照らしてどうだったのか。

それから29号及び30号については申立ての中身は、虚偽発言、それから名誉毀損、その他の不規則発言という形になっております。

それぞれ微妙に、その認定をするときの判断基準というのが全く一遍通りではないようにも思われます。28号と29、30少し違ってくるのかなというようなところもございますので、その大前提となります法解釈についても初日に少し保護法益についてのお考えをお聞きをちょっといたしましたけれども、その辺りも少し研究をしながら協議をしていく必要があるなというふうには思っております。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 先ほども言いました確認しましたが、作為的なハラスメントの作為的という、その発言がわざとじゃなくてもやっぱり市民にはそう伝わったという、それを受けて議員がそういうふうに行われているということ自体が作為的じゃなくてもハラスメント行為かどうかといったところも僕は審査する必要があるというふうに思ってます。

松井委員から訴えられているのは作為的な行為そのものがハラスメントなんだということですけども、そうじゃなくてやっぱりそういうケーブルなりなんなりを通して発言したことが市民にどう伝わって、それを受けて議員が言われているというのは、そのもの自体どうなのかというところですよ。それが事実をもって発言したのか、虚偽の発言なのか、その辺になってくると思うんで

すけれども、その辺も僕はちょっと確認して、判断しなければならないというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） これなるべく早く片づけたいとは思いますがね、3件の名誉毀損とも1人の議員が関わってること自体が異常でしょう、基本的に。

先ほど水田議員がいつまでやるんだという気持ちだと、ちゃんとやんなきゃいけないけど、本当にいつまでやるんだという気持ちがあると、議会は何しとんやと言われると、市民から。議会正常化はよせえや、もうそのとおりや思うんですよ。

僕からすれば、何でこんだけこのことに時間を、僕の時間を、大切な、使わなきゃいけないんだろうとは思ってます。

ただし、私の本来の仕事、業務、それを例えば手を抜いてとか、そういうことは一切考えてません。これがなければ、なければというか、やんなきゃいけない仕事は総務委員会とか特別委員会が2つも3つもありますけど、徹底的にやりますよ。だけど、何でこんなことに巻き込まれてるのといったら、みんな産建委員会じゃないですか、出所は、と言、みんな産建で、じゃあ議会正常化というけれども、これが噴出してきたのは藤本議員の政倫審請求というところからいろんなものが表面化してきたんですよ。じゃあ、それまでは正常だったのかという、この2月10日の議事録読んで、3月17日の議事録読んだら、これは隠れてたんですよ、表に出てないんですよ。

正常化、通常の運営しました。それは正常だったのか、その以前の。藤本政倫審始まる以前の議会、委員会等は問題なかったのかいうと、こんだけ問題、この3.17の議事録見たら、何やねんこれはという議事録ですよ。でも我々も含めてこんな議事録見てません。

だから、産建は今こんなことやってたら議会めちゃくちゃになるやろう、当局との関係もぶち壊しやろうというような議事録の印象を受けますよ。だから、当局もよく我慢してるなど、今から思えばね、聞いてみたらいやいやもう我慢我慢ということで来ていて、市長のところへも申入れはないと、でもアンケートしたらあんだけのものが出てきたということですから、水面下で大きな問題があるにもかかわらず表面化はしてなかった、辛うじてですよ。

これをきっかけにして表面化して、膿が出始めた。膿の切開を今、無理やりというわけじゃありませんがやらされてる、やらざるを得ない、そういうような立ち位置に我々はあるのかなという感じですので、時間は本間にかけたくありません。なるべく早くきちっと短期にしたいけれども、その結果が水田さんのおっしゃるように議会正常化という言葉に当てはまるのか、私は掃除という言葉をよく使う、掃除しているようなもんやと、そういう意味があろうという、きちんと議会の掃除をし、また水田さんの言うように議会を正常化して、市民と当局と議会が本間に一体となったようないい議会をやっぱり作っていきたい、その思いでやるべきことをやる、掃除するべきところはする、そんな感じで私は思っています。

したがって、今回出た3件のことについてもきちんとそれなりの処理をして、正常化へ向けたいい機会にしたいなと、そんな感じで取り組んでおります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

始まりのときにも、これは一応共通理解をしていただいたと思いますけれども、御意見も出ておりました、議員には議会で自由に発言する権利がございます。ただそれにも責任が伴うもので、今日言われましたように、それから先ほど嵯峨山委員も言われましたとおり、ケーブルテレビ等々の媒体によりまして議員の発言の効力といたしますか、これが一般市民の発言とは違った効果を及ぼす可能性は非常に大きいというところで、そういうところはやっぱり踏まえて議員は発言をしなきゃいけないだろうというふうに、この辺は共通に御理解いただけたところかというふうに思います。

ましてや、その発言がそのことによって他の個人や団体についての誤った印象を発信したりとか、あるいはもっと進んで名誉を傷つけたりとかいうようなことになってくると、なおさらということになるかというふうに思います。

そういう意味では、その発言の自由の責任の裏側の責任をしっかりと果たすためには、やっぱり議員は一定しっかりした根拠に基づいた発言をしなきゃいけない。これはまた先ほど委員の方からお話があったとおりでございます。

そういう形で個々の議員がそのようにすることで、やっぱり議会の秩序が保たれるんだろうというふうに思われますので、今審査会もしっかりとその辺りをきちんとした理屈でちゃんと結論をづけて、秩序を回復するという方向に資するような会議にしなければならないというふうに考えております。

そのほか、御意見ございますでしょうか。

先ほどちょっとお願いいたしましたとおり、次回の聞き取りが終わりましたら、その次の会議までに個々の委員の皆さんそれぞれで意見をまとめていただきたいと思います。その意見を全部出した上で、その御意見全てについて全員で評議をしていきたいと思っておりますので、まだ吉田議員さんの聴取は終わっていませんけれども、28号、29号については、おおむねお考えをまとめられる材料もそろってきているのではないかと思いますので、ぜひまとめに入っておいていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今の御発言ですけれども、そういうふうにしていく上で1点だけ、全体の合意というか議論を多少しておくべきテーマ、これ3件とも名誉毀損ですから、何をもって名誉毀損とするのか、名誉毀損とは何か、そこら辺りの整理というのは、これは裁判所ではございませんので、どうこうあまりあれはないんですけれども、ある程度、我々が名誉毀損として審査してくれと言われてるわけですから、これは確かにそうだね、いや違うねっていう場合の問題点とか、基準点とか、そういうレベルの1回意見交換をして、ある程度認識を持っておかないと、それぞれ考えが違う場合は議論にならないんじゃないすかね。

○委員長（藤原 正伸君） 今、横尾委員のほうから、共通して名誉毀損が論点になるというお話なんですけれども、ここまで審査の中で一定程度触れさせていただいてきたんですけれども、この審

査の中身というのは名誉毀損だけじゃないんですね、名誉毀損だけじゃない。

先ほどこっちと触れました議会の品位の保持、そのために法律上、あるいは会議規則上要求されている不規則発言の禁止とか、そういうことが基準になってこようかと思います。

ですので、申立人さんの書き方、訴えの表現からいたしましても、名誉毀損になるかどうかということだけが審査のポイントではないということは、これはちょっと申し上げておかないといけないかなというふうに思います。

ちょっと初日のところで加藤委員とも少しお話をしましたけれども、結局、政治倫理基準というものが議員の名誉を守るためのものじゃないということですね。政治倫理基準は、議会の秩序を守るための、今ちょっとお話が出ましたけれども、ものでありまして、つまり議会に対する市民の信頼を担保するためのものだと、こういうことですので、あのときそれで誰の名誉を毀損したかは重要なことですかねという話をして、少し話をさせていただいたんですけれども、名誉毀損は非常に重要なことです。でもそれは例えば、虚偽発言があったときに、虚偽発言が誰かの名誉を毀損しないとそれは議会の秩序を乱されたことにならないのか、議員の発言の自由に伴う責任としては、虚偽発言自体がこれは倫理上問題があるんじゃないかと、そういう議論をしつついかないといけないかなというふうに思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） よく分かりました。そういう見地大事ですね。

○委員長（藤原 正伸君） 事ほどさようにそれぞれの訴えられている中身が名誉毀損だけでなく虚偽発言であったり、その他不規則発言がされていますので、そのそれぞれについて、これはやっぱり倫理条例の保護法益というものをきちんと念頭に置いて考えないといけないかなというふうに思っていますので、そのところの協議も併せて議員の皆さんで議論していただきたいなというふうに思っております。

そのほか、何か御意見ございますでしょうか。

もしよろしければ、そしたらそういう形で次回以降進めることにしまして、ちょっと時間早いですが、すけれども、今日のところはここで終了させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員、今日御発言いただいてないですけど、よろしいでしょうか。

○委員（渕本 稔君） では、次回、6月17日の午前9時。

○委員（嵯峨山 博君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） ちょっとごめんなさい、今日聞き取りの中で藤本議員からあった3.17の取扱いですよ、議事録の、これは申出については2月10日の議事録を見て、こういうふうなことを思ったんですけども、実は3.17の内容って非常にもう2月のあれがあって、3.17につながっているという、その部分ですよ。だから審査会でそこを訴えてないから、今日本人が口頭で言われたんで分かったわけですが、そこをないがしろにしてもう審査会で審査して、こうでしたとい

う結論づけがいいのか、新たにこうだと言ってるものに対してもやっぱり事実審査しながら進めて、やっぱり水田副委員長もおっしゃったように議会を正常化に持っていくのであれば、見えている問題、あるいは聞いた問題を対象じゃないから目を伏せてやっていくほうがいいのか、ちょっと私はそこをちょっと疑問に感じていて、新たに今日を伺った案件というのは分かってますよね、もう皆さん分かりましたよね。だからその辺も含めて、審査してやっていくほうがいいんじゃないかなとちょっと僕も思ったんですけど、その辺ちょっと皆さんどう考えているか、諮ってもらえませんか。

○委員長（藤原 正伸君） 3月17日の産業建設常任委員会の会議の中に、今回の政治倫理審査会の論点に関わる部分があるかどうかどの程度あるのかということについてちょっとじかに目にしているわけではないんですけれども、藤本議員の今日の御発言の中に関係している会議であるということとは明らかに申されておりました。

これまでの参考資料の取扱い、調査対象資料の取扱いからしましても特別参考になりそうなものというのは準備して皆さんお目通しをいただいたようなことですので、この3月17日の会議録については資料として挙げておくことについては皆さん御異議はないかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） その上で、重ねて調査をしていただきまして、今申しましたとおり、本審査会の審査に関わる部分があれば、これはもう取り上げていただければよろしいかと思っておりますので、そのように取り扱っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

今日2件資料要求出ていましたけれども、3月17日の委員会の会議録も要求資料に追加させていただきますこととしますので御了解ください。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 3月17日の今日改めて配付されたのがあります。これ多分、まだ仮のものだと思うんですけど、正式なものがもう既に完成、調整したものはあるんでしょうか。であれば、そちらを見たほうがいいと思うんですが。

○委員長（藤原 正伸君） 仮でしたか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 正式なものに入れ替えますので、そのように取り扱います。

ほか、御意見や御要望はございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

そうしましたら、今、最後、大前提の議論も必要ということで承っておりますので、それも併せて当然ながらそこもしなければならぬところですので行っていきたいと思っております。

それではちょっと戻りまして、今回は6月17日午前9時ということでお願いをしたいと思っておりますのが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですね。

それでは、次回日程は6月17日午前9時から開催することに決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時42分閉会
